

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年1月20日
【会社名】	Jトラスト株式会社
【英訳名】	J Trust Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤澤 信義
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常陸 泰司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
【電話番号】	03(4330)9100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常陸 泰司
【縦覧に供する場所】	Jトラスト株式会社 大阪支店 (大阪市都島区東野田町二丁目8番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年6月17日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき提出した臨時報告書及び平成26年12月17日付で金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき提出した臨時報告書の訂正報告書の記載について、未確定事項の確定等により一部訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

訂正箇所につきましては、下線を付して表示しております。

### (3) 当該異動の理由及びその年月日

(訂正前)

異動の理由：株式会社韓国スタンダードチャータード貯蓄銀行の全株式を取得し、連結子会社とすることを予定しておりますが、当該会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日：未定

(注) 当該異動は、韓国金融委員会、韓国公正取引委員会等の承認を前提として行われる予定であります。

(訂正後)

異動の理由：株式会社韓国スタンダードチャータード貯蓄銀行の全株式を取得し、連結子会社としましたが、当該会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日：平成27年1月19日

(注) なお、株式会社韓国スタンダードチャータード貯蓄銀行は、同日付で商号を「JT貯蓄銀行株式会社」に変更しております。

以 上